

健康保険証が変わります

問合せ 国保年金課 ☎32-1312



お手元にある健康保険証は順次、有効期限を迎えます。

医療機関・薬局を受診する際は、マイナ保険証または資格確認書を窓口に提示してください。

マイナ保険証の利用方法を確認しよう！

マイナ保険証は、マイナンバーカードのICチップにある「電子証明書」を利用し、最新の健康保険資格情報をオンラインで確認する仕組みです。

健康保険を変えたときは

従来どおり保険者の異動届などの手続きが必要です。マイナ保険証の利用登録をしている方は、保険者でのひも付けが完了後、自動的に健康保険資格情報が更新されます。

マイナ保険証の有効期限

マイナンバーカードは発行から10回目の誕生日（未成年者は5回目）まで、利用者証明用電子証明書は発行から5回目の誕生日までです。有効期限が切れても3カ月間は受診のみ可能です。

マイナ保険証について詳しくはこちら



マイナ保険証の利用方法

STEP 1

マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに入れる

STEP 2

顔認証または4桁の暗証番号入力のどちらかを選択して、本人確認を行う

STEP 3

マイナ保険証の利用登録がない方は、その場のカードリーダーで利用登録を行う

医師・薬剤師に提供する情報（過去の診療・薬剤情報、健診情報など）の提供可否を選択する

マイナ保険証はどんなときに役立つの？

医療情報を共有

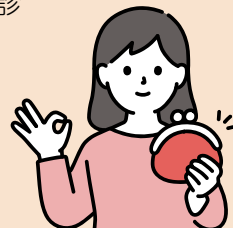
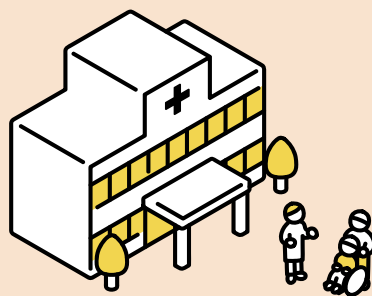
複数の医療機関を受診している方や薬を併用している方は、医師・薬剤師に診療・服薬情報を伝える必要があります。マイナ保険証を利用すれば、これらの医療情報をより正確に共有することができます（医療情報の共有には、マイナ保険証の提示時に同意が必要です）。

また、救急患者の適切な応急処置や医療機関への搬送にマイナ保険証を利用するマイナ救急実証事業が進められています。

※医療情報（電子処方せんを除く）は、受診日の翌月11日以降に反映されます。直近の受診状況は引き続き、口頭、お薬手帳などでお知らせください

窓口で限度額を適用

手術、入院などで高額な医療費が発生した場合でも、マイナ保険証を利用すれば、窓口での支払いを限度額までに抑えることができます。



資格情報のお知らせ、資格確認書を送付します

国民健康保険に加入している方、後期高齢者医療に加入している方へ、8月1日から使用する資格情報のお知らせ、資格確認書を7月に送付します。

区分	送付物	変更点
国民健康保険に加入している方 ID451	【マイナ保険証あり】 資格情報のお知らせ ※マイナ保険証の利用登録解除申請をした方には、資格確認書を交付	・資格情報のお知らせ、資格確認書は、世帯主に被保険者ごとに分けて郵送します（世帯の国保加入者数分の封筒が届きます） ・資格確認書は簡易書留郵便で郵送しますので、資格情報のお知らせとは別々に届きます ・高齢受給者証は資格確認書に一本化し、資格情報のお知らせ、資格確認書に負担割合・有効期限・発行期日を記載します
	【マイナ保険証なし】 令和8年7月末期限の資格確認書	
後期高齢者医療に加入している方 ID441	【全員】 令和8年7月末期限の資格確認書	・マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず全員に資格確認書を交付します ・限度額適用・標準負担額減額認定証や限度額適用認定証は、資格確認書に一本化します

国民健康保険税の税率などを改定します ID453

令和7年度の国民健康保険税率などを改定します。税額は、世帯主へ7月中旬に送付する納税通知書で確認してください。 ※改正条例等成立後、速やかに実施できるよう準備を進めています（6月11日時点）

●国民健康保険税率の改定

区分	所得割率		均等割額		平等割額		賦課限度額	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
医療給付費分	6.50%	6.90%	24,800円	25,800円	18,200円	19,000円	650,000円	660,000円
後期高齢者支援金等分	2.40%	2.50%	8,600円	9,100円	6,800円	7,200円	240,000円	260,000円
介護納付金分	2.20%	2.30%	9,800円	10,000円	5,200円	5,400円	170,000円	170,000円

●低所得者軽減（均等割額、平等割額）の拡大

軽減される割合		軽減判定世帯所得
5割軽減	拡大前	43万円＋（給与所得者などの数－1）×10万円＋29.5万円×被保険者数
	拡大後	43万円＋（給与所得者などの数－1）×10万円＋30.5万円×被保険者数
2割軽減	拡大前	43万円＋（給与所得者などの数－1）×10万円＋54.5万円×被保険者数
	拡大後	43万円＋（給与所得者などの数－1）×10万円＋56万円×被保険者数